

35 精神科作業療法職の専門分化過程の

考察(一)——昭和四〇年の資格化に伴う
職務への影響

柳田 純子

本稿の目的は、精神科作業療法職の専門分化過程に関する研究の一環として、昭和四〇年の作業療法士及び理学療法士法制定による資格化に伴う医療現場(特に従事者の職務遂行)への影響を考察することである。

先行研究において身分法制定以前に精神科領域で実施された作業を取り入れた療法に関する文献は、執筆者の点から次の三つに大別される。それは(一)医師、(二)法制定以前からの従事者、(三)現職作業療法士、である。(一)の例では、臺が昭和二八年の松沢病院における慢性病棟女子患者(一二〇名)の症例を取り上げている。入院生活の自立性と作業への取り組みの積極性の二点から治療効果を捉えると、作業治療導入半年後に患者

状態の改善傾向が見られたと述べられている。医師とともに治療に従事した看護職と作業指導員の職務に関する記述もあるが、彼らの職業意識までは言及されていない。

次に(二)では、まず看護職の立場からの実践報告が見られ、看護者は患者の生活指導や遊び治療と並行して、集団または小集団での作業実施に携わっていたことがわかる。また昭和二八年に関東地区精神科看護懇話会(現日本精神科看護技術協会)が設立されて以降実践報告の場が広がったと考えられる。一方昭和三九年の「生活療法専任者の集い」が、翌年「精神科オキュペイションセラピー協会」(現精神科作業療法協会)として設立された。その活動のなかで身分法制定以前の従事者に対する作業療法士国家試験の受験資格付与のために特例講習会措置を法律の付帯決議として実現させた。文献によれば新職種導入が急速に行われていき、新旧従事者間の接点が少ないことが窺える。

また(三)では、現職作業療法士の現状と課題を考察する際歴史を振り返る場合に見られる。従来の作業治療

が生活療法のなかで形骸化していたという見解もあり、新たに導入された専門職としての立場が取られている。

本稿に先だつて、柳田は身分法制定以前からの従事者としての精神科看護職に焦点を当て、鈴木ツヤ氏（昭和二三〜五四年松沢病院勤務）及び羽生りつ氏（昭和二〇〜五〇年武蔵療養所勤務）による各々の著作物記述に見られる職業意識を専門職意識（プロフェッションリズム）の観点から考察した。その結果、精神科領域の作業療法職の専門分化に対して鈴木氏が否定的だったのは専門職意識の特徴のひとつである倫理性（公共の利益の重視）が関連しているのではないかと考えられた。

従来、作業療法士及び理学療法士法制定の経緯や国家資格化のねらいに関して、医師と作業療法士の立場から述べられることが多かったが、法制定以前の従事者の職場状況や職業意識を理解することも専門分化過程における身分法制定の歴史的意味を捉えるうえで必要と考えられる。

本稿では、身分法制定が医療現場の従事者の職務に及ぼした影響の一端を考察するため、法制定以前と以後の

従事者からの聴き取りを実施した。回答者A氏（男性）は四年制大学で教育学専攻後、昭和三五年以降武蔵療養所で生活療法を実践し、B氏（女性）は作業療法士養成校卒業後資格取得し昭和四四年に松沢病院に入職した。両者で職場の違いはあるが、法制定の前と後とで従事者が自己の職務をどう捉えて遂行していたかを理解するうえで両者の考えの特徴を以下に抽出する。

第一に作業内容に関して、A氏は本格的な作業による成果を重視していた。一方B氏は作業過程を重視し、作業の指示イコール作業療法の指示ではないと考えていた。第二に作業対象者に関して、A氏は集団を対象としたが、作業を充てる際に患者の性格や状態を考慮していた。一方B氏は個人を対象としてそのニーズに合った作業を充てることに努め、この考えが作業内容に対する考え方とともに従来の方法と異なっていることに職場で直面した。

（順天堂大学医学部医史学研究室）